平成２９年（フ）第６８号
福岡県大牟田市大字草木467番地　大津アパート７号
債務者　野口奈津子
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第３０５号
函館市大町５番４号
債務者　西村　孝義
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０６号
北海道上磯郡木古内町字本町124番地10
債務者　太田　正人
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９３号
香川県仲多度郡多度津町堀江４丁目４－８今治造船堀江寮Ｂ－１－334、住民票上の住所高知市六泉寺町９番地10　たんぽぽ荘１Ｆ北、申立時の住所高知市百石町３丁目13番５号　ＳＡハイツ206号
債務者　東山　　元
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９３号
高知市城見町９番12―202号　サーパス城見
債務者　小島　珠美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３０３号
高知市弥生町５番31号　コーポ高本206
債務者　井上　貴洋
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０７号
愛知県豊橋市多米中町３丁目２番地１（13―401）
債務者　黒石ヒデキこと　クロイシ　ロジェリオ　ヒデキ
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前10時40分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第５０００号
大阪市大正区千島２丁目４番１―1019号
債務者　関口　義光
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３０号
岡山市中区長岡262番地、現住所岡山市東区西大寺南２丁目１番７号　社会医療法人岡村一心堂病院内
債務者　堀家　隆史
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４２号
岡山市中区赤田206番地１　竜操コーポＡ－Ａ103
債務者　金嶋　秀樹
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８１号
岡山県倉敷市児島阿津１丁目２番14号
債務者　松本　公一
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１０号
東京都多摩市愛宕４丁目１番地２―413
債務者　宮田かおり
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１２号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦166番地２山手浦第２住宅Ｃ棟304号、前住所長崎県佐世保市鹿町町口ノ里492番地３
債務者　坂本　一馬
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
長崎県佐世保市吉岡町725番地、前住所長崎県佐世保市大岳台町19番17号
債務者　吉本　久登
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
愛知県豊橋市三ノ輪町２丁目73番地
債務者　根本　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１０３２号
東京都八王子市大和田町４丁目12番９号
債務者　楳澤　恵一
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部